

## 社長のためのお勉強

令和5年1月5日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

### 令和5年度税制大綱

新年明けましておめでとうございます。

昨年は円安、物価の高騰と騒がしい年でした。いつの時代も不確実な世の中です。経営者の方は何時も孤独で戦略を考えておられると思います。令和5年は、関西は大阪万博に向けて建設ラッシュで景気が上向きになると思います。ミズノの社長がいつもポジティブでいることが大切と言っておられました。健康で楽しい一年にしましょう。

#### 《令和5年度税制大綱》

##### (1) 生前贈与加算制度の見直し（加算期間の延長）

暦年贈与により生前に贈与を受けていた財産について、**相続時に加算される贈与期間が相続前3年間から相続前7年間に延長**されます。

※適用開始は令和6年1月以後になりますので、今年の暦年贈与には影響しません。

##### (2) 相続時精算課税制度について毎年110万円の基礎控除を創設

相続時精算課税制度により行われた贈与について、課税価格から毎年110万円の基礎控除が出来るようになります。また、**相続税の計算において加算される金額も贈与財産の価額から過去の基礎控除額を控除した後の金額**となります。 ※適用開始は令和6年1月以後になります。

今年もよろしくお祈りします。



郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください

**HORIGUCHI**  
Accounting & Tax office